

## 私の研究スタイルと明治学院での33年半の思い出

——京藤哲久先生御退職記念講演——  
2016年10月1日15時より  
明治学院大学白金校舎本館1201教室にて

京 藤 哲 久

### はじめに

今日は、このような会を企画してくださり、ありがとうございます。

私は、明治学院大学の教員として33年半を過ごしました。はじめての大学への就職先が明治学院大学で、つい15時間前までですが、これまでの人生の半分以上を、既に明治学院大学の教員として過ごしてきたこととなります。

振り返ると、明治学院大学の教員としての33年余りの半分以上とかほぼ3分の2を、学部長または副学長として、大学行政に携わってきました。これから先、健康が許せば、新しい職場で5年余りの時間を大学の教員として勤務することを予定していますが、この期間を加えても、大学教員としての2分の1以上の年月を大学行政に携わった教員ということになります。

大学行政とかかわる時間が少し長すぎたとは思いますが、私を買ってくださり、大学内で重要な役割を与えて活躍の場を与えてくださった明治学院大学には感謝しています。活躍の場がなかったとしたら、たぶん、少し寂しい思いをしていたと思います。

それでも、随分と長い間大学行政から抜け出せないでいると、いい加減飽きてきますから、役職を担いながらの教員生活はもうそろそろおわりにしてよいのではないかと思うようになりました。



そう思ったが潮時で、思い切って明治学院大学を去ることにしました。新天地に移って一からはじめるというのは冒険ですが、好奇心もあり、いかにもサプライズが好きな私がチョイスしそうな道とお思いになるのではないのでしょうか。

明治学院大学からいざ離れるとなると、寂しい思いもあります。また、多少は寂しい思いをしてくださる人もいると信じて、少し時間をいただき、中間総括のようなかたちになるとは思いますが、脳裏を巡る思い出話をまじえながら、遅すぎの感がありますが、この機会にあらためて研究や教育を通して自分は何をやりたかったのだろうと反省してみたことなどを話したいと思います。まとまらない話になるかもしれません。

表題では私の「研究スタイル」が最初に来ていますが、この種の話の定石に従い、最初に明治学

院での思い出に触れ、その後に私の学問に対する姿勢に触れることにしたいと思います。とはいえ、私の体験したことを意味づけてみると、そこにはおのずと私の学問に対する姿勢が反映しており、その考え方が次第に変化して、そして現在こんなふうになったというまとめ方になっていますので、表題に沿った構成になっていると思います。

## 2 駆け足でみた私の経歴

自分自身も記憶があやふやになっていますから、自分の履歴書をみながら、最初に整理しておきたいと思います。

福井県から出てきて、大学に入学し、学部、大学院と人よりは長い、10年間（1971-82）の学生生活を東大で過ごし、その後、学術振興会の奨励研究員として1年過ごした後、1983年4月に明治学院大学に就職し、そのまま、2016年9月末、つい昨日までの33年半を明治学院大学の教員として過ごしました。

学生紛争も下火になってきた時期に大学に入り、その後、ずっと同じ大学で教員生活を過ごしてきただけです。平穏な時代なら、2年ほどの西ドイツ南部にある古都フライブルクでの留学生活は別として、変化のない生活となるはずでしたが、振り返ると、思ったよりは、社会の変化に翻弄されたように思います。

明治学院大学では、2004年に法科大学院ができましたので、その時、法学部の教員から法科大学院の教員になりました。従って、約半分は法学部の教員、残り半分は法科大学院の教員として過ごしたことになります。この間、1998年から2016年5月まで、法学部長、副学長、法務職研究科長と、いわゆる大学行政に関与し続け、法科大学院の閉鎖を決めた少し後までの比較的長い期間、法人である明治学院の理事でした。管理職からようやく解放され、今は少し解放感に浸っています。

当時学生だった今日お見えの皆さんには、私がこのようなポジションを引き受けることがなかったなら、もっと鍛えることができたはずなのに、教育が手薄になりそれが出来なかったのが、よかつ

たと思う人も少しはいるでしょうが、やはり少し迷惑をかけたのではないかと思います。今日はその罪滅ぼしです。

この経歴から予想がつくでしょうが、研究の方面では、必要最小限の論文は書き続けたものの、まとまった業績というものは残っておらず、知的生産の面では、社会のお役に立てたとは申せません。話す機会を与えてくださったのは光栄と思うのですが、無から有を創り出すようなもので、無理矢理ひねり出さないと、話す中味がありません。

この30年あまり社会が良くなっていたなら、私もその一翼を担えたと暢気なことを言っておればすむはずですが、私としては、若い人も老いつつある人も将来に大きな不安を抱く今のような社会にするつもりではなかったという気持ちが強く、日本の外では想像もしなかった非人間的な扱いを目にすることになり、私の世代は次の世代に社会を良いかたちで引き継げなかったと感じています。

そのため、準備をしてみると、さてどんなふうに話を継いで行けばよいのか、着地をどのようにしたらよいのかと戸惑いました。大きな失望のなかで、せめて自分のまわりにいる人の「いま」を幸せにしようと努力してきた30有余年でしたという流れで話を括ることになるかと思います。

最初に、法学部の時期と法科大学院設立後の時期の二つに分けて、少し思い出を話してみたいと思います。話の流れから、両方が交錯し、前の出来事が後の出来事の伏線となっているものがあり、推理小説の種を明かしながら、フラッシュ・バックではなくフラッシュ・フォワードしながら、話してみたいと思います。年を取ってくると、意識しなくても、そうなるのですが。

## 3 思い出

### 3-1 法学部に在籍していた頃の思い出

法学部に籍を置いていた時期、とくに思い出に残っている出来事がいくつかあります。

#### 3-1-1 学長のクリスチャン・コードの廃止

学部長になるずっと前の話ですが、就職した頃の明治学院大学の大きなテーマの一つに、学長は

クリスチャンでなければいけないという条項、いわゆるクリスチャン・コードを撤廃するという問題があり、若い元気な教員として関与しました。法学部の横山宏章先生が先頭に立って運動されていたのですが、私にとっては貴重な経験で、しかも運動は実を結びました。久世了先生、真崎隆治先生など、後の明治学院大学を支えた他学部の先生方と親しくなれたのは、幸せなことでした。クリスチャン・コードの撤廃は大学の憲法を変えるようなものですから、賛否をめぐって学内は二分し、決着まで何年もかかりました。敬虔なクリスチャンとして尊敬を集めていた中山弘正学院長の重みのある決断があって、コードは撤廃されました。

撤廃されたことで、クリスチャンの教員とノンクリスチャンの教員の間に信頼関係が醸成され、これが、双方が協力して教育を担うという今日の明治学院大学を特徴づけることになったのですが、振り返ると、信仰の機微に触れる部分がある問題ですから、啓蒙思想を振りかざし、数を頼んで、世俗的な考え方で力まかせに押し進めていただけではコードの撤廃はできなかつたように思っています。

信仰をもつ人の心の働きを想像しながら、どのようにしたら、この問題が大学の将来にとって大切な喫緊の課題であるのかを理解してもらえるかに、ない知恵を絞った記憶があります。

この運動には、クリスチャンの大学で信者と信者でない者とが協力してあらたな価値を創出して行く条件について参考になるヒントがたくさんあり、キリスト教系の大学にとっては重要な意味をもつ価値ある運動でした。渦中にあった当事者が冷静な評価をするのは難しいので、歴史的に正しく評価できるようになるには、もう少し時間がかかると思います。

私の研究対象の一つに、イタリアのベッカリーアの研究というマイナーなテーマがあるのですが、この運動のさなか、カトリックの教義が絶対であった時代に啓蒙思想家であるベッカリーアがカトリックに弾圧されないよう注意深く著述活動をしていた時期、ベッカリーアはどのような気持ちだった

のだろうかと思いつつ、問題を考えていました。時間が経つうちに、宗教が支配する時代、啓蒙思想家は自分の無信心を隠して著作していたのではないかという、合理主義者がやりがちな見方から、次第に、その時代の啓蒙思想家は信仰の問題にもっと真剣に取り組んでいたのではないだろうかと思うようになりました。少なくとも、啓蒙思想家が戦おうとした相手は取り組みがいのある相手なのですから、その相手から、戦っているなかで影響を受け変化することがあるのではないだろうか考えるようになりました。そんなふうには思いを巡らしているなかで、時代に抜きんでた人や、その著作と接する場合、自分の先入観を捨てて対象と一体化するような努力を経ないと、親しく対話する話し相手にはなってくれないのではないかという見方をするようになっていったように思います。自分のものの考え方にゆるやかな変化が生じたように思います。このようなアプローチは、読書する楽しみを増す方法ですが、そんなことができるようになったのも、この運動にコミットしたおかげではないかと思っています。

### 3-1-2 消費情報環境法学科

法学部に消費情報環境法学科をたち上げたことは、強く記憶に残っています。当時、明治学院大学には夜間部、すなわち二部がありましたが、二部に通う社会人がどんどん少なくなって、二部の役割が問い直されるなかで、どのように二部を改編して新しいものをつくり出して行くかが大きな問題となっていました。亡くなられた法学部の平川幸彦先生も、この学科の立ちあげの頃は楽しかったと話されていましたが、活気のあった時代で、たくさんの思い出があります。

とてもユニークな学科で、特別な法学の専門性を打ち出した学科というよりは、新しい切り口から現代社会の全体を切り取ろうとした学科だったように思います。カリキュラム編成もユニークでしたが、学生にノートパソコンをもたせたり、教材をCDで作成して配付したり、法学部の学生に簡単なコンピュータ言語を学ばせようとしたり、いろいろな点で少し欲張りな学科でした。今はやりの文理融合を部分的には志向していましたし、

臨床教育の要素も取り込まれていました。当時は高価だったCDを焼く機械を数日間動かして、いつ故障するかひやひやししながら、学生に配付するCDを複製して配付した日々の記憶が鮮明です。

民事系の科目は大幅に増やしたものの、法学部なのに、憲法も刑法も選択科目として位置づけ、これらの科目の履修は学生の自発的な学びへの意欲に期待したのですから、普通なら、保守的な文科省の審査を通らないはずですが、学科の構想のインパクトが強く、まったく問題にされなかったと聞いています。学問的なアプローチには、体系思考と問題思考という二通りの接近の仕方がありますが、今日のような複雑でこみ入った時代には、問題思考によるアプローチが有効であるという意識が学界を席卷していた時代ですから、文科省の審査も通ったのだと思います。

消費情報環境法という、長くてどこで切ったらわからないので、評判はいまいちの言葉は私の造語で、明治学院大学の歴史に言葉を刻み込んだことになります。

戦略というほどおおげさなものではありませんが、その当時、法学部として、専門性を志向する学科とリベラルアーツを志向する学科の二つを抱えているなら、大学に対する社会の要請がどちらの方向に向かったとしても、二つの異なる性質の学科があれば、危機の際の安全弁になると考えていたように思います。

### 3-1-3 財政難

もう一つ、苦勞もしたので大きな思い出として残っているのは、明治学院の財政難に取り組んだことです。数十億円という規模ではない大きな赤字があり、脇田良一先生が学長だった時代にこの問題に取り組んで、乗り越えることができたのですが、明治学院最大のテーマでした。

先輩の先生から、給与の遅配もあった苦しい時期の明治学院大学の話を聞かされていたので、実はもっと厳しい時代もあったのだと思いますが、当時の森田武理事長から、実はお金が全然足りないのよと聞かされたときの衝撃はよく覚えています。このような深刻な問題を、いつ打ち明けて皆に協力を求めるか、また、その状況を招いた人の

責任をあいまいにはしてはいけないという厳しさをもつ大切さを、森田理事長や脇田学長のリーダーシップから学んだように思います。危機が去って、波風を立てることを避けてしまいましたので、自分としては少しやり残してしまった部分があります。

法科大学院を閉じる決断をした際にも、こうした先輩が格闘する後ろ姿を見て学んだ経験が少しは生きたのではないかと思います。

法科大学院を閉じるという決断は最重要の問題で、自分にとっても人生最大の事件でした。皆と相談してから決めようと考えていたら、決断が遅れて立ち往生したかもしれません。リーダーシップが必要な時期で、私とその役を担いました。リーダーシップが備わっていると信じている人は、まわりを振り回し社会を混乱させる迷惑な存在ですが、私の人生にとって最大の事件ですから、願わくは、リーダーシップがあったと思いたいところです。

### 3-1-4 明治学院テネシー高等学校

最後にもう一つ、皆さんにはなじみのない話題かもしれませんが、明治学院はアメリカのテネシー州に高等学校をもっており、私は、その運営が厳しくなってきた頃にテネシー明治学院の理事になり、その閉鎖に大きくかかわりました。

日本の企業の海外進出にもなって、アメリカで日本人の子供が通う学校に対する需要が大きくなるだろうという予測のもとに作られた高等学校ですが、あてが外れて、経営的には厳しい状況が続いていました。もっともつくった場所は、鉄道も通っていない、アメリカの都会から遠く離れた場所にあり、学費は法科大学院の授業料と同じ程度で安くはなかったのですが、家庭は裕福だが日本の高校になじめない若者にとっては貴重な高等学校の一つでした。運営には問題があったものの、地域との交流にも成功し、良い教育をやっていたのですから、お金が潤沢なら、続けていてもかまわない高校でした。本体の明治学院が厳しい状況にありましたから、最終的には撤退することになりました。母校がなくなるのですから同窓生には撤退に反対する人もおり、反対運動がおこりまし



た。当時のテネシー校の校長先生も反対でしたし、明治学院としては訴訟も起こされとても苦労し、理事も苦しんだと思いますが、誠実に対応し続けたことで、最後は、良いかたちで閉めることができました。

このときの経験は、法科大学院の撤退の際、いろいろなかたちで生きました。

学んだことの一つは、学校を閉じる時には、学生や生徒に対する教育を最後まできっちり行うことが必要で、そのためには先生の協力が不可欠であるということでした。テネシーを閉じた時も、教育に対する責任を果たすのに、年配の先生にも、若い先生にも理解のある教師がいたことがとても大きかったと思います。

もう一つは、撤退に際し、当時の理事会はさんざん苦労したというつらい思い出が残っており、そのようなつらい経験はもうしたくないという気持ちが理事の方々に強かったので、理事会は、法科大学院が撤退を決断した際に、こちらが考えていた条件を全部呑んでくれました。時が味方したのだと思います。

早めの決断であったことが、その後の法科大学院の教育に良い影響をもたらしたと思っています。そして、撤退に際し、教育に最後まで責任をもつためには、担い手である教員を不安定な立場におかないことが鍵になることは、テネシー校の撤退の経験から学んだことで、明治学院大学の法科大学院の事例は、その教訓を生かした成功例になるかと思っています。

当時の学長、理事会が、現場の判断を尊重してくださったのはありがたいことで、私としては、あまり苦労せずに済みました。中間管理職の最大の苦労は、決定権限者が現場のことを知らないのに口を出してくる場合です。今は信頼されていないと思いますが、撤退を決めた当時の学院や大学の執行部の先生方は、幸い、私の判断に敬意を払ってくださいましたし、それまで培ってきた信用という財産をこのときに使い切ったように思いますが、信用という財産を使うタイミングとしては正しかったように思います。

時期の選択は、多くの事情、条件を考慮にいれ

て決める必要があります、いつスイングバイをするのかを決めるようなもので、決め手となった事情を一つに絞ることはできません。

新学期の入学式の当日、学長になったばかりの鶴殿博喜先生に、法科大学院の撤退のタイミングであることをお伝えしてから募集停止の公表までの怒濤の二ヶ月が過ぎました。鶴殿先生は驚かれたと思いますし、また、斎藤和夫先生は着任して最初に閉じるという話になったのですから、また、鈴木庸夫先生は、閉じることを決めた後に着任することになったので、お二人には迷惑をかけてしまいました。学校を閉じると決断してからわずか二ヶ月で文科省への届け出までもって行きましたが、踏ん張り所でしたから、この時は不退転の決意で事に臨みました。

もっとも大きな影響を受ける在學生には、どうしても最初に説明する必要がありました。また司法試験の受験生が動揺するのを避ける必要がありました。そのため、話が外に漏れるおそれを最小限にする必要があり、執行部以外の法学部の先生方には、お知らせするのが公表当日の朝になってしまい、晴天の霹靂というほどの大きなショックを与え、だいぶ迷惑を掛けてしまいました。とっても大きなことについては、直前になるまでお伝えすることができないことがあるという貴重な経験をすることができましたが、そのことで払わなければいけない犠牲はやはり小さくはなかったと思います。

話の流れから、法科大学院をどうたち上げたという話のまえに、どう閉じたかという話をするようになりました。

学部時代の教育と研究についても、一言、触れておきます。当時の私は、研究優先の教員で、ゼミでも、自分が読みたい論文を学生と一緒に読んでいました。難しい論文も読んでいましたから、学生は苦労したのではないかと思います。また、コンピュータが今のように普及していない時代、法学部の事務スタッフには研究のためずいぶんと助けてもらい、尽きぬ思い出が多くあります。そのときのスタッフには、法科大学院が出来てからも長きにわたってサポートしてもらえたので、

私も法科大学院も、法学部の最良の財産に支えられたからこそ、今日までやってこれたと思っています。

### 3-2 法科大学院に在籍していた頃の思い出

次に、法科大学院の時代になります。

法科大学院の12年半は、情熱をもって取り組み、自分にとっても得るものが大きかった年月でした。認可申請に向けた準備期間もありますから、実際には15年ほどになります。受験生と同じで、苦勞したからこそ振り返ると充実した幸せな時間なのですが、こうした時間を与えてくださった明治学院大学にはとても感謝しています。

法科大学院は今年度末までまだ現在進行形ですが、私に課されたミッションはほぼやり遂げ、一区切りつけることができたという気持ちになっています。

#### 3-2-1 たちあげの歴史

法科大学院がどのようにしてたちあがったのかについての歴史は、この号に掲載されます。それとあまりだぶらない話をしたいと思います。

法科大学院をたちあげた原動力は、なんとといっても法学部の辻泰一郎先生や吉野一先生です。私はというと、最初はあまり乗り気ではありませんでしたし、関与の仕方も間接的で、学部長や副学長として、側面支援のかたちで関与していただけですから、その間の思い出というものは、実はあまり残っておりません。

たちあげ時の私の役割というのは限られたもので、私が一定の役割を果たしたといえる部分は、たちあげが決まって以降、法科大学院の運営に注力した部分です。つくったからには古巣の法学部にはもう戻るつもりはないと約束して、全力を投入することになりました。目をつけられて、全国の法科大学院の認証評価基準の設定と認証評価事業にも深くコミットする羽目になりました。

とはいえ、大学内で法科大学院を位置づける制度をつくり、法科大学院の中にはいつからは設置のための申請文書の作成にも最終段階では関与し、その後も法科大学院の運営を長く担い、一人で何役もやったのですから、私が法科大学院のた

ちあげ時にあまり積極的でなかったと言っても、にわかには信じてはもらえないと思います。

#### 3-2-2 リーガルクリニック

法科大学院の責任者を引き受ける際、何かあたらしいことをしたいと思い、教育にリーガルクリニックをとり入れることに少し努力しました。夏休み、アメリカのリーガルクリニックの歴史を論じた論文をいくつか読んで研究した記憶が残っています。この方面の構想は理解できても、実現する力はありませんでした。國學院大学の平林勝政先生の構想に乗ることにし、國學院大学が大分負担してくださったので、お金のなかった明治学院大学でも実現が可能でした。それでもだいぶお金がかかる事業で、しかも実験的な試みだったのですが、大学として、収支の枠外で、毎年500万円ほど別枠で法科大学院の予算に付けることになりました。ありていにいえば、責任者を引き受ける条件として私が要求したもので、学長との間にdealが成立しました。当時の脇田学長は教育はお金がかかるものということをよく理解されていましたから、財政難にもかかわらず、応じてくださいました。こんな経緯もあり、思い入れもありますから、リーガルクリニックの運営会議には、私と河村寛治先生の二人は、はじめからおわりまで、実に10年以上関与し続けました。

#### 3-2-3 設置認可申請以降

設置認可申請以降は怒濤の時代で、研究科長を長くつとめることになりました。法科ができてからも、とくに河村先生には長く助けていただき、その後は福田清明先生に助けていただき、運営してきました。心を砕いたのは、先生方が気持ちよく教育に専念できる環境と時間をつくることで、かなり成功したと思います。

先生方が雑用で疲れ果て肝心の教育のほうにエネルギーを振り向けることができないのは最悪の結果ですから、要は、そうならないようにしたということに尽きます。

法科の先生方も、多くは、私が議論や手続きで消耗しないよう配慮していただき、私と河村先生、後には福田先生とが行政、他の先生方は教育に専念というわかりやすい分担が自然にできあがって

いたかと思えます。明治学院大学法科大学院程度の規模の組織では最も効率の良い運営スタイルで、公開会社の統治構造は重すぎるので、非公開会社の統治構造を選択したということかと思えます。

こうした経験を通じて感じたのは、全員が運営に参加することで教育にも情熱をもって打ち込める集団というのは、疲れを知らぬ、若くて、しかも奇抜な人が集まった集団です。そうでないところでやろうとすると、副作用があらわれます。平均年齢の高い人の集団では、FD活動に巻き込まれることで限られたエネルギーがこれに割かれ、残されたわずかのエネルギーで教育を行うという本末転倒の結果になることも多いのではないのでしょうか。言い切るのは極論ですから、何事もバランスの問題で、バランス感覚が大切ということです。

組織では、人間に訪れる体力の衰えを考えず、全員参加による大きな成果を期待して突っ走ると、次第に消耗感が増し、能力のある人ほどそこから離れて行くという結果を招いてしまうのではないかと思えます。

今の認証評価機関にはそうした視点が欠けていると感じたのが、私が認証評価事業から手を引く気になった背景の一つであったと思えます。テストと同じで、認証評価がその根本の目的を見失うと、「いじめ」の大学版に陥ってしまいます。正当な理由があるので、いじめでも違法性は阻却されるとは思いますが。

大学の教育力が低下して本当に追い詰められて軌道修正がはかれるまでは、じっと耐えて、中国の人の言葉にある、上に政策あり下に対策ありという一種のしたたかさも必要と思うこともありました。

### 3-2-4 商売の効率と教育の効率

法科大学院の活動期は、ちょうど、商売の手法が教育の世界に持ち込まれる時期と重なり、商売の効率と教育の効率の混同に苦勞しました。

小金をためるにはPDCAサイクル（知らない人のために、この悪魔のような言葉を説明しておきますと、plan, do, check, action というサイク

ルのことです。）は役に立つでしょうが、人の教育は、一人一人の素質をみながらの働きかけが必要なので、PDCAサイクルだけ考えればうまく行くというものではありません。一人一人の学力の伸ばし方を考えての働きかけにPDCAというサイクルを考えることはできます。しかし、それでも、「それがPDCAの実践です」と教育のことを知らないお前なんかには言われたくないと、心のなかでつぶやくことがあります。

さらなる副作用は、このサイクルのなかで、教師はしばしば一つの部品のように扱われるので、教師の疎外感、無力感、消耗感が増すことで、これは当然の結果ではないかと思えます。今の時代、このPDCAという言葉に反抗することはタブーになっており、一人の教員としては、ばかばかしいということは自由ですが、組織人としてはそんなことはいえませんが、法科大学院を閉じる決断をしたときには、Plan Do Check Abandonで、ちゃんとPDCAを実践した結果であると総括しました。

### 3-2-5 各人が自分のスタイルで

法科大学院では、先生方は、各人、自分のスタイルで教育していたように思います。学生の感じ方は様々で予測がつかないところがあり、入学年度によっても違いがありますから、どのような教育スタイルが向いているかは一概にいえません。意識はしていなかったのですが、高等教育の段階では、いろいろなタイプの教育が併存しているほうがよいという考え方をしていたのだと思います。

そのため、教育上の工夫を紹介しあって参考にするというFD活動には熱心に取り組んだとはいえないように思います。先生方は、みな自分で、自分の個性にあわせた教育を工夫していました。

教育の現場は人の人に対する人格レベルでの働きかけで、上も下もなく、教え教えられる関係だからこそ、お互いに尊重しあえるはずのものであり、また、学生も教師も、自分の個性を生かしてこそ、良い学び、良い教育ができるのに、学生には個性の発揮を強調しておきながら、教師には各人の個性に委ねないようなあり方は、教育の核心を損なっています。高等教育の現場はスキルだけ

を教えるわけではありませんから、なおさらです。

私は自分の先生の後ろ姿から多くのものを学び取りましたが、FD教育のテーマは、玉石混淆のスキルの話が圧倒的で、後ろ姿から学ぶということの意味を論じたものを見たことがありません。

### 3-2-6 法科大学院における教育の可能性

法科大学院では学生がとても熱心でしたから、自分も教えた自分も教えられる関係としての教育の可能性の開花を大いに期待させるものでした。

2004年に出来た法科大学院にはそのような可能性がありました。文科系の領域で、法科大学院制度の衰退とともに、その大きな可能性の芽が摘まれてしまったことは、とても残念に思っています。

従来型の大学院でも、ときどき良い学生がはいってきますから良い教育は可能ですが、まとまった数の学生が層として存在するからこそ、はじめて可能になる教育がありますし、継続性が生まれます。一人や二人の院生相手に、膨大な教育教材を用意して教育する意欲をもてたかという、少なくとも私には難しかったと思います。

このような組織はなにも法科大学院である必要はなかったと思いますが、日本は、良い人材を社会に送り出す教育制度をもつ久しぶりに訪れた機会を失ったように思います。功名心のある人ほど、後は野となれ山となれと考えるのか、煩惱に突き動かされる政治家や弁護士の責任も大きいと思います。

### 3-3 明治学院大学を去る決断

明治学院大学は学部中心の大学で、法科大学院は全学的な話題に首を突っ込む立ち位置にはありません。次第に、学部長会に出ても、学部に関係する話題についてゆけなくなりました。理解できなくなってきたのですから、大学行政から離れて自分自身の環境を一度リセットするというのは、たまたまこの時期になりましたが、私にとっては必然的な道筋でした。

大学行政における私の最後のコミットは学校教育法の改正に伴う学則の改正で、学則のなかに学長の学問の自由尊重義務がはいったのは良かったと思いますが、理事会サイドとのやりとりの過程

で、前門の虎後門の狼のような苦勞を強いられ、また、学問が尊重されない時代になっていることの寂寥感もあり、大学の役職者であり続けることの生きにくさを感じたことが、最後に背中を一押ししました。

自然に引き時が用意され、そのうえ、この9月で、唯一の気がかりだった法科大学院の在籍者が全員修了して、在學生がいなくなりましたので、明治学院の神様は、信心に欠ける私に最後の花道をプレゼントしてくださったような気がします。

私は明治学院大学に勤務しながら、つくるほうでは、消費情報環境法学科をつくり、法科大学院をつくることにかかわり、そして、閉じるほうでは、テネシー明治学院高等学校を閉じ、法科大学院を閉じることにかかわりました。二つをつくり、二つを閉じたという、教員としては比較的稀な経験をしたことになるかと思えます。

## 4 法科大学院で学んだこと

法科大学院の時代の自分自身の学問的成長について、語るべきものは少ないですが、少しだけ触れておきます。

### 4-1 楽しかった教材作り

法科大学院では、毎年、教材を改訂し、授業で使ってみて改善点を見つけ出すという作業を通じて、自分の理解も深まり、「熱心な学生が教師を育てる」ということの意味もよく理解できました。

自分の専門である刑法の全体を見渡せるようになったのは、法科大学院では全部を教えることを要求されたからで、これは本当に良い経験でした。

このように授業を通して刑法の全体が理解できるようになり、また、司法試験もあるので、事例も処理できるよう練習を積むことを強いられましたから、いろいろなスキルも身につけてきて、なんとか一人前の教師といわれるようなところに近づくことができたのではないかと思います。

二年次の教材では、教科書等をまったく引用しない教材をつくってみようと、学説の紹介が必要な所でも、上告趣意書等を利用して実務家が



理解している限りでの学説を使い、刑法の全体がカバーされるような教材をつくったのは、とても勉強になりました。実は、この自分のつくった教材で自分も毎年勉強していました。

こうした教材のモデルはあります。私の先生である平野龍一先生に「判例教材 刑法各論」という教材があり、これは判例に短い設問がいくつか付いているだけの教材ですが、大学院生のときに、この教材の設問を解こうとしてほとんど一問も解けないまま討ち死にし、大きなショックを受けた記憶が残っております。設問の意図を理解できるようにしようと発憤して、勉強に取り組みました。

そんな経験をしたものですから、法科大学院生にも、底なし沼のような法律の世界を体験してもらおうと、同じような目的の教材で、しかも、総論、各論の全体をカバーするような教材をつくってみたいと考えてつくったのが、二年次の刑事法応用1の教材で、そのため少し大部なものになりました。

最近の判例や学説の発展をもう少し正確に読み込んで、設問に少し手を加えないと、ますます混乱の度を深めている今日の学問の展開には対応できないと思いますが、それでも、学説を一切引用しない刑法の教材としては比較的ユニークなもので、法科大学院でやってみたいと考えていた教育についての私の考え方があらわれています。

この教材は、自分の、自分による、自分のための教材で、私が一番熱心な読者だったと思います。扱う素材が難しいものなら、誰が読んでも理解できるような教材は、どこかでごまかしているはずで、そのような教材は意識するとしないと、学生を上から目線で見下す視線が入ってきます。私のつくった入門的教材も例外ではありません。法科大学院という制度が出来るのなら、作った当人も学べるような教材を用意してみたいと考えていました。

#### 4-2 law in actionの探求

教員を続けるのに必要な最小限の論文は書いてきましたが、これといった自信作が残っているわけではありません。では、この30年間あまり、自

分はなにをしてきたのだろうと振り返って考えてみました。人生を振り返るのはつらいことです。

私自身は、法律の解釈の世界で仕事するにはあまり向いてない性格だったと思います。全体像を理解することに強い興味を感じ、今でも、細部のどうでもよいようなところの議論に接すると、私の関心はどうしてそんなことを考えるのだろうと推理、謎解きするところに向かいます。議論という舞台に自分も俳優の一人として加わろうという気持ちはそれほど強くありません。

法律の世界は、あるべきものを追求する規範の世界ですから、多様な価値観が許容される時代には、違うことを考えても、その人が正しいと考えているなら間違っているとはいえないので、学生でなければ、おかしいと感じても、好きにしたらという気持ちで眺めています。むしろ、私が好奇心をもち続け、理解したいと考えてきたことは、law in actionあるいはlaw in societyであって、世の中にみえないかたちで実在するルールを探し当てることであつたように思います。

法のような規範の世界の外では、むしろ私のような関心の持ち方のほうが多いのではないのでしょうか。その例として、大野晋という国語学者が編集した岩波書店の古語辞典の序に載っていて、今でも、ときどき読み返す、気に入った一文を紹介しておきます。そこでの「単語」を「法」に置き換えれば、私が明らかにしたいと考える法のイメージとだいたい重なっています。

「言語社会における単語は、人間社会における個人に比せられる。人間は、生まれ、成長し、活動し、老化し、死去するという経過を歩む。単語も一つの役割を負ってその言語社会に誕生し、多くの単語の力関係の中で活動し、やがて老化して意味が片寄り、衰えて去るという一生を持つ。広く使われて豪華に生きる単語、全く異なる意味に変身して世を渡る単語、ひそやかに言語社会の片隅に生きる単語がある。児が親の性格をうけつぐように、単語も親の語の意味の血筋をひく。その親の語も、さらにさかのほれば古い二つの親の語の結合として分析できることが多い。本当は、辞書は単に文脈にかなう訳語を探す場であつてはな

らないものである。辞書は一語一語の出生、活動、老化、死という語の生涯の記録を読み取る場でないなければならない。」

味わい深い文章だと思います。

私が関心をもつ、この法の世界は、法科大学院生が学ぼうとしている法の世界とは次元が異なります。法科大学院では、規範としての法を説得力のあるかたちで示すことが求められています。法科大学院が出来て、研究者であった大学教員が法科大学院で教えることになると、少なくとも私のような関心の持ち主にとっては、当然、方向転換が必要です。ものごとに「けり」がつかないという状態に耐え続けることが大切な世界から、最善でなくてもよいから、とりあえず「けり」をつけることが大切な世界への転換ですから、科学の世界と宗教の世界が自分自身のなかでせめぎあっているようなものです。適応力が求められ、私もこれに適応して行きましたが、スポーツと同じで適応するには一定の時間が必要でした。

それでも、私が以前に培ってきた法へのアプローチは役に立つこともありました。最近、司法試験の問題を読み込んで、出題者がどのような問題意識で問題文を作成したのかを、問題文に即しつつ、出題者の心理を忖度しながら明らかにするようにつとめ、これを通して、出題者の考えたこと、考えが不足していることを解き明かして行くという作業をする際に役だっています。これも、出題者の問題意識を理解し、評価される答案に近づくための一つの有効な方法です。出題者の問題意識と関心が理解できれば、対策は可能です。

もう少し一般的な文脈において、説明しなおしてみます。

解釈学をドグマーティクというドイツ語で表現していることは聞いたことがあるかと思います。これは、過去の遺物である法や判例にあらわれた言葉を直面している現実の問題の解決に役立つよう読み込む方法で、法の世界の解釈も、聖書の解釈も、人が抱えている問題の解決に役立つように理解する世界ですから、やっていることは同じと私も思います。解釈を指導するのは、現在抱えている人や社会の問題を解決するという課題意識で

す。

同じ解釈学と訳される言葉に、もう一つ、ヘルメノイティクという言葉があります。これは、江戸時代に、中国の古典や日本の古典を理解しようとして荻生徂徠や本居宣長が採用した方法と似ていると思いますが、大昔の古典を正しく理解するための方法として定着している考え方です。当時の人々の目線でその時代の古典を読む方法を指しています。擬似的に昔の人の追体験をするという作業ですから相手になりきる必要があります、少し、訓練が必要です。言葉を手がかりに書いた人と一心同体となるのは本当は不可能だと思いますから、方法論としての限界はあるでしょう。もって生まれた直感力や言葉への鋭い感覚が重要だと思いますし、当時の人になりきるという考え方そのものに無理が伴うのですから、努力しても、善意の誤解は避けられません。誤解といっても偉大なる誤解もあり、ニーチェのギリシャへの洞察を思い浮かべますが、その後の現代人の思索を触発し、後の大きな学問的発展につながることもあります。

話を戻して、この二つは、解釈学といっても目的も方法も全然異なっています。ドクマーティクは皆の役に立つから必要とされる解釈学で功利主義的な動機に裏付けられていますが、ヘルメノイティクは好奇心に由来する、自己満足と教養の世界の方法論で、就職のために身につける学者のような特殊な世界を別とすれば、功利主義な動機では説明できません。

判例や学説を読む際、最初に必要とされるのは、この言葉の意味を少し拡大して使っていると思いますが、ヘルメノイティクの手法です。判例に接する際、裁判所がどう考えたかを深く理解するには、一度はヘルメノイティクの手法での解釈を経ておくことが必要です。もっとも、この方法は、自分はどう考えるという主張の契機が乏しいのが難点で、情熱をもって語ることには不向きな方法論、いわば恥ずかしがり屋の無神論ですから、これだけでは人を説得することが必要な法律家は育ちません。

学者が存在する法の解明に力をいれ、実務家が存在すべき法の解明に力をいれ、お互いの領分を

侵さないなら、どちらも法を飯の種にしているものの、これは同床異夢の関係です。しかし、学者が存在する法を解明するのは存在すべき法を展望するためであって、また、実務家が存在すべき法の実現をめざすには存在する法に目を向けざるを得ませんから、私が尊敬する法律家は、皆、両刀遣いでした。法律家にはどちらも必要というのが模範解答で、また、健全な感覚ではないかと思えます。

社会は人が動かしており、人の心の動きが果たす役割は大きいのですから、存在する法を解明するといっても、ちゃんと解明するには人の心を考慮に入れることが不可欠です。ヘルメノイテイクだけで足りるというわけではありませんが、その方法を取り込んでおくことが不可欠です。ヘルメノイテイクは十分条件ではないが、必要条件であるということになります。

#### 4-3 学問観 学問の無償性

これまで、多くの先生から刺激を受けてきましたが、そのなかで、過去の先人の業績から授業料も払わずに得ているものが多いと次第に自覚するようになりました。私から先人の業績を取り去り、四捨五入すると答えは0になってしまいます。

大きな恩恵を受けている一人としては、学問の世界は思想の自由 (free) なやりとり、この場合の自由とはただという意味も、値段がつけられないという意味も含まれていますが、自由 (free) なやりとりであるべきで、無償であることがとても大切ではないかと考えています。学問の無償性というアイデアはずいぶん前から持っています。

想像の翼を羽ばたかせて考えたこと、思いついたことをぶつけあうことが人を楽しませるものですし、また、人を成長させ、心を豊かにするものですが、そのような場は、私の経験では、教室というよりは、どちらかという、飲み会の席であったり、食事中の会話であったり、古典を読む機会であったりすることが多いと感じています。教室は知性の場で、人生の切り取られた一面しか取り上げられませんが、雑談は知性と感性の統一された場で、人生を全体として問題にするからでしよ

うか。

学問の無償性は、私学の経営を傾けるかもしれないので、私学の教員としては危険な思想ですが、教室以外での会話を大切に私の姿勢には、こんな私の学問観が反映しているような気がします。

教育の世界では、出来合いの知識を教えるよりは考え方を教えることが大切と強調されていますから、同じように考える人はきっと多いのだと思います。しかし、そこで語られない部分のほうが大切であるように思います。

考え方という言葉の使い方かもしれませんが、考え方は覚えたり与えたりできるものではなく、そして、覚えたり、与えたりするものではないほうの考え方は自分で学びとるしかないものであって、教えることができる性質のものではありません。自分で汗して考えるという試行錯誤の努力なしには考えることは身につかないという肝心な点は見過ぎされがちです。

学校はそのような学びの機会を提供する格好の場所の一つですが、なにも学校である必要はなく、考えることを学び取ったなら、その場がその人にとっての私の大学であり、できなかつたら、私の大学はまだ見つかっていないということではないかと思えます。だからこそ、大学は、その触媒となる良い人材、良い教師を得ることがとても大切ということになるかと思えます。

少子化の時代の大学の繁栄のために言い足すなら、これは高名な物理学者の本に書いてあったのですが、「誠実に知識を探求するには、いつまで経っても頻繁に自分の無知を受け入れなければならない。正真正銘の科学は、空白をあてずっぽうに埋めるのではなく、その空白の存在に堪え忍ぶほうを好む。」という姿勢が大切です。この言によれば、知識を探求しようという志のある人には、いくつになっても大学、私の大学は必要です。

大学で良い先生、良い古典にであい、苦勞するなかで理解できたと感じた瞬間の大きな喜び、つかの間の幸運に恵まれたことを、私は感謝していますし、明治学院大学では、その喜びをなんとかして学生に伝え、学び続ける喜びを学生とわかちあうことができたらと考えてきました。

## 5 これから

明治学院大学法科大学院での教育は、皆で協力して良い教育を実現しようという雰囲気があり、楽しい思い出でした。認証評価に備える仕事は、楽しくない思い出でした。すべてを覚えていたら、未練も残り、またつらいと思いますから、しばらくすれば、つらかったことはきれいさっぱりと忘れ、楽しかったことだけが記憶に残っているでしょう。人間の脳は、そんなふうに、生存に都合良くできているものと思っています。

今後、あと5年あまり大学でさらに勉強できる機会を与えられ、なにかできたらよいなと考えていますが、体力も衰えてきています。こうした身体の生理的変化に対応できるよう、この一年間、終活も兼ね、研究室の電子化を推し進めました。新しい環境では、電子化された環境で研究や教育がどのように変化するか、実験的な試みをしようと考えています。電子化してみると、様々な工夫を通して、書籍以上の活用が可能な世界がひらけます。どんなふうに発展して行くか、自分でも少し楽しみにしています。

こうした情報環境、私の用語法では「研究教育」情報環境ということになるでしょうか、この情報環境を多くの研究者が自由に使えて加工しながら研究を進めることができるとよいのですが、なかなか難しく、日本のがちがちの著作権法は学問の敵ではないかと思うことがあります。

明治学院大学法科大学院という恵まれた環境があったからこそ、これからの研究環境、教育環境が整いました。法科大学院には深く感謝しています。

昨日で明治学院大学を去ることになりましたが、私の古巣は明治学院大学以外にありません。これからも人生を楽しく過ごすことができればと思いますので、学び続ける皆さんにとっての私の大学、大学院のため、ときどきは飲み会に誘ってください。

### 文中に引用した文章等

- 大野・佐竹・前田編「岩波古語辞典 補訂版」  
岩波書店
- シュレーディンガー「自然とギリシャ人・科学と人間性」ちくま学芸文庫
- ゴーリキー「私の大学」

